

南二番町交番だより5月号

発行：南二番町交番

023-622-4406



悪質なリフォーム事業者による点検商法に注意！

事例 業者が突然自宅を訪問してきて、「近所で屋根修理をしていたら、お家の屋根のトタンが剥がれているのが見えた」などと言って修繕工事の契約を結び、高額な費用を請求する

注意 家屋の修繕、リフォームは複数業者に見積もりを取るなどして、慎重に検討を！

○ 悪質商法相談電話（「023-642-4477」番）

新生活 若者をめぐる消費者トラブルに注意！

令和4年4月から、18歳から自らの判断で高額な商品購入や契約が可能になり、社会経験や知識が少ない若者が悪質商法のターゲットになるケースがあります。

契約にはリスクがあります。周りの人によく相談し、親しい人からの誘いでも不要な時ははっきりと断りましょう。

「悪質業者は、**う・そ・つ・き**！」

う うまい話を信用しない！

そ そうだんする！

つ つられて返事をしない！

き すぐに契約しない！

きっぱり！はっきり！
断る！



悪質商法
お断り！



春の行楽における遭難防止

- 慣れた山でも家族等に行き先を必ず告げて、複数名で入山する
- 携帯電話を身に付け、居場所が分かるようにGPS機能を有効にする（予備バッテリーも持つ！！）
- 道に迷ったら来た道に戻り、分からなければ見晴らしの良い場所で救助を要請する
- 急斜面は滑落しやすいので、ヘルメットや命綱を使用する
- 短時間の入山予定でも、食料や水のほか、天候の急変に備えて雨具や防寒具を準備する
- クマとの鉢合わせを防ぐため、クマ鈴、ホイッスル、ラジオ等を携行する
- スマートフォン用の登山アプリやオンライン登山届システムを積極的に活用する



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



受験案内を配布中！

【第1次試験】

山形県職員(大学卒業程度)

6月15日(日)

警察官A

7月13日(日)

標 題

生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

悪質なリフォーム事業者による点検商法に注意!!

業者が突然自宅を訪問してきて、「近所で屋根修理をしていたら、お宅の屋根のトタンが剥がれているのが見えた」などと言って修繕工事の契約を結び、高額な費用を請求する事例が発生しています。

上記のケースは「訪問販売」に該当し、クーリングオフが可能です。が、悪質な業者は契約書類を交付しなかったり、架空の連絡先が記載されていたりするなど、後で業者と連絡が取れなくなる場合もあります。

家屋の修繕、リフォームは複数業者に見積もりを取るなどして、慎重に検討するようにしてください。

被害にあわないためのポイント

「悪質業者はう・そ・つ・き！」

う
そ
つ
き

うまい話を信用しない！

そうだんする！

つられて返事をしない！すぐに契約しない！

きっぱり！はっきり！断る！



悪質商法
お断り！

